

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 保育を実践するための保育理念と、地域育児センターとして地域に貢献する保育所理念の2つの理念を掲げています。保育理念、保育方針、保育目標は事務室他園内の見やすいところに掲示するとともに、「保育園のしおり」やホームページに掲載し、保護者や地域の人に伝えています。また直属の大和市ほいく課の窓口近くにも資料を配架しています。入園説明会や4月の懇談会では理念や基本方針等を丁寧に説明しています。年度末の懇談会では1年間の成果を書面で伝えています。4月の職員会議では読み合わせを行い、定期的に園内研修を行い確認しています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 大和市の社会福祉事業全体の動向については、市が毎年発行している「保健と福祉-統計と概要-」に掲載されている子ども子育て支援実績や市ほいく課の事務事業を分析しながら課題を把握しています。「保健と福祉」には当園を含め公立4園の地域育児センター事業の育児相談事業や交流事業等の数値(件数、訪問回数)が記載されており地域の動向が把握できるようになっています。また地域子育て支援センター事業の一環として行われている育児相談事業については相談内容を「子育て相談記録」に記載し直接保育ニーズ(昨年度194件)を把握しています。市の情報及び現場の生の保育ニーズを把握し保育事業に生かしています。		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 市ほいく課から毎年組織目標が設定されます。今年度は行政機関として私立保育園に対する支援事業と公立保育園運営事業の目標が設定されています。公立保育園運営事業は当園の保育事業と行政機関としての地域の子育て支援の充実が明記されています。これを受けて園では保育事業では主体的な保育の展開に向けての人材育成を、子育て支援事業では地域育児センターとしての機能の発揮を目標に掲げ、経営課題を明確にしています。地域育児センターとして育児相談事業、子育て家庭交流事業や世代間等交流事業他の相談件数や交流件数の自主目標達成に向けて取り組むとともに実施件数は記録に残し達成度がわかるようにしています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>大和市の子育て支援に関する中長期ビジョンとして「健康都市やまと総合計画2019-2028年度」の中で「こどもがすくすく成長する産み育てやすいまち」を掲げ、「働きながら子育てができるようにする」ことを個別目標に掲げています。個別目標の中に公立保育園としての役割が記載されています。こうした公立保育園の在り方を踏まえ地域の基幹園としての役割を明確にし、当園では「地域の基幹園として地域の多様な保育ニーズに応え、障がい児の受け入れ、地域子育て支援に貢献する」ことを中長期ビジョンとして掲げています。</p>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中長期ビジョンを踏まえ、当園は公立4園と連携して直属の市ほいく課の組織目標の一部の事業を担っています。具体的には保育固有の事業と行政機関としての事業を行っています。保育事業の目標は、新しい保育所指針を踏まえた主体的な保育の展開であり、地域に向けては「地域育児センター事業」の積極的な推進です。行政機関としての事業は市内認可外保育施設等への巡回訪問、市内の保育施設に出向いての0歳児睡眠時の安全対策について体動センサ確認実施をして交流を図っています。この他にも特別支援保育の園内研修に近隣園を誘い共に学びの場としています。また大和市が主催する環境マネジメント事業にも積極的に取り組み存在感を示しています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は職員会議で職員の意見を反映して策定しています。前年の課題を当年度の事業の目的に反映させ、事業遂行期間中には日々、週、月単位で進捗状況を確認し、実施後に状況や取り組みについて振り返り評価・反省、見直しを行い次年度への課題につなげる等全職員が参画し組織的に行われています。地域に関わる事業は市ほいく課と連携して地域に発信し、地域育児センター事業を計画的にすすめています。事業計画は職員会議で周知され、担当が変わっても継続して取り組めるようきちんと記録しています。</p>		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>園だより、クラスだより、保育園のしおり、懇談会等で事業計画を説明し理解を得ています。園行事に関しては、保護者に配布、掲示、説明を行い、クラスごとに丁寧に伝えていきます。コロナ禍の折、掲示、説明が難しい部分においては、ホームページやメール配信で知らせています。子育て支援関係の事業に関しては、保育園のしおりや保育園案内、園だより、ホームページ等で保護者に周知し、育児休業中の保護者にも育児講座、一時預かり事業等の案内を行っています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p>		

<p>保育士の自己評価チェックリストの活用や保護者の意見・要望を取り入れた保育所の自己評価等日常業務を通してPDCAに基づき人材の育成を図り保育の質の向上に取り組んでいます。また人事評価を通して質の向上にも取り組むとともに、保育の実践に必要な研修を積極的に受講し日々の業務に活かすことで保育の充実を図っています。</p> <p>日々の打合せ、毎月のクラス会議、職員会議を通して子どもの育ちや園全体の課題について評価・記録し、反省事項は次月の課題とし、年度末には1年間を総括し評価・改善を行っています。毎年4月に福田保育園の特徴を各職員が自由に記入し、「福田保育園らしさ」に全職員が取り組んでいます。</p>		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>年度末に行われる園の自己評価、年2回の職員の自己評価は書式化されており、振り返りとともに課題を記述する欄が設定されています。月間・年間を通して保育を実践するための指導計画を含め種々の保育に関する計画にも反省・評価欄があり振り返ることで課題を明確にしています。こうした課題は適宜会議で検討・確認を行い文書化することで課題の共有を図るとともに次期の目標に掲げ改善に向けて取り組んでいます。</p> <p>昨年度は保護者へのきめ細かな対応を重視することから「保護者に寄り添った保育」を課題に取り上げ、外部研修でのカウンセリング講座を受講する等保育サービスの質の向上に努めています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員の事務分担と業務分担は職員会議で周知されています。園長及び副園長は別途詳細な分掌規程があり役割と責任が明確に記述されています。日頃の園の運営については、常に市ほいく課の管理職としての立場で対応するよう心掛けています。公立4園共通のテーマについては担当者とともに園長ないしは副園長が出席し担当者をサポートしています。</p> <p>4月の懇談会では「福田保育園の保育に関するお約束についてのお知らせ」で保護者に対し役割と責任を周知しています。有事における役割と責任及び園長不在時の権限移譲を明文化しています。</p>		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は行政機関の職員として、児童福祉法のみならず民法や行政法の研修を受け、自ら神奈川県保育会が主催する同一労働同一賃金の講演会や職場におけるパワハラ研修等に積極的に参加し自己研鑽に努めています。市人財課から服務規律に関する通達が頻繁にあり都度職員に周知しています。毎年行われる市人財課主催の法令遵守や倫理研修には職員全員が参加し自己啓発を行っています。また大和市役所環境マネジメントシステムへの参加を通して環境保全の大切さを学んでいます。H31年3月には環境配慮行動を園児や保護者に周知した活動を展開し、公用車の温室効果ガス排出量の削減に努めたことで大和市長より表彰されました。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p>		

日々・週の指導計画、月間指導計画、行事計画等の実践を通して常に保育や職員の状況を把握し、乳・幼児会議や職員会議で、職員の意見を尊重し職員自らが課題を解決できるよう助言しています。職員の自主性に任せながらも、広い視野で保育の質の向上が図れるよう研修で得た知識や本の紹介など保育の質のヒントにつながるような「成長の糧」を提示しています。特に「主体的な保育」や「保育士の専門性について」の書籍を紹介しながら園内研修と連携をとり職員のモチベーション向上を通して保育の質の向上に努めています。ZOOM研修が実施されることになり市の所管と連携し、円滑な研修を受講できるよう尽力しています。

【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
------	--	---

<コメント>
 大和市の各種施策に取り組む中で職員全員が働きやすい職場を目指し各部門やプロジェクトのリーダー等と認識や課題を共有しています。若い職員には年の近い職員を配置し、切磋琢磨することで互いの成長につなげる等適材適所の配置を行い業務の円滑化を図っています。当園では伝達の連携をスピーディーかつ丁寧に行うことで経営改善や業務の実効性につなげています。保育は記録が多い中、夕方の保育では会計年度任用職員と共に保育をし、その間日誌を作成したり自身の固有の仕事に集中することで記録作業の負担を軽減し、業務の実効性を高めています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 保育士・看護師・管理栄養士などの採用は大和市が行い、基準に合わせた人員が園に配属されています。会計年度任用職員の採用は園にも権限があることから欠員が生じた場合、ハローワークを利用するほか、保育士募集のチラシを自治会に配布、回覧してもらい協力を仰ぐ等積極的な採用活動を行っています。また潜在保育士発掘のために公立4園で「保育士有資格職業体験」を実施し、見学・体験を通して採用につなげています。新任職員は職場にすぐにとけこめるよう全職員が配慮し、会計年度任用職員に対しては、くつろいだ雰囲気の中でアンケート(自己評価)を実施、日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに貴重な戦力として活性化を図っています。		
【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 大和市職員として期待される職員像が示されるとともに人事基準が規定されており職員に周知されています。人事評価を前期、後期の2回実施しています。職員の日々の勤務態度や業績結果、能力評価、知識・技術等の視点から総合的に評価し、貢献度の高い職員には処遇改善を図り職員のモチベーション向上につなげています。また主査への昇格試験を経験年数に応じて実施しキャリアアップを目指しています。保育業務以外の業務が把握できるように、特別支援保育研究会担当、子育て支援担当、一時預かり事業担当等の役割担当を職員に示しています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<コメント>		

大和市の勤怠管理システムを活用し職員の就業状況や有給休暇の取得状況を把握するとともに、業務の遂行が円滑に行われるよう配慮しています。園だけではなく、市の産業医や臨床心理士へも健康相談ができる体制が整備されています。毎週水曜日及び給料・ボーナス支給日をノー残業デーとし、また多岐にわたる市の福利厚生制度を正規職員以外の職員も適用することで、働きやすい職場環境づくりに努めています。また非正規職員の処遇についても改善され定着率が向上しています。職員面談ではチームワークは良好で、お互い認め合い信頼関係ができているとの意見が多数ありました。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

一人ひとりの目標は人事評価シートを通して管理されています。目標項目は明確で実績評価と業務遂行能力の2つの視点から評価され、前期、後期に分けて目標設定の進捗状況や目標達成に向けた行動計画について確認を行っています。中間期における通常の個別面接は副園長が担当し、目標に合致しているかどうかを確認していますが、業務が円滑に進まない職員については直接園長が面接し、進んでいない要因等を傾聴し業務改善に向けてサポートしています。職員の目標達成に対する進捗状況は各自の記録や執務態度を通して日々確認しており、職員と一緒に考え、個々の職員に合った助言を行うことで、本人のやる気を引き出しています。

【18】Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

<コメント>

大和市が作成した「保育所職員研修計画一覧」に基づき、当園では公務員としての期待される職員像及び福田保育園の保育士としてのあるべき姿を反映した独自の「大和市職員研修計画(福田保育園版)」を作成しています。この福田保育園版研修計画に基づき単年度の研修計画を作成しています。研修テーマに相応しい適材適所の職員を派遣することを心掛けるとともに公平感にも配慮しています。職員は研修受講後は速やかに会議の中で報告し全員で内容を共有するとともに市人財課主催の研修には一週間以内に市人財課に報告をあげています。また公立4園共同の保育研修や4園の副園長が主催する勉強会や視察等研修が充実しています。

【19】Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

入園以降の研修受講歴が時系列で記入されている研修台帳をもとに、園長は個々の職員のキャリアに合った研修を計画し、誰がどの研修に参加するか年度間の計画が整備されています。新任職員は新人担当リーダーが研修計画を作成し、リーダー、サブリーダーの2名で技術面からメンタル面まで支えています。毎年テーマ別、階層別の研修に、知識・技術水準に応じて正規職員、非正規職員が参加しており、職員一人ひとりの研修の機会が確保されています。非正規職員にも外部研修への参加を促し正規職員と同様の研修報告を実施しています。保育研修以外にも市の職員として研修へ参加し偏りがないよう配慮しています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

<コメント>

次世代の専門職育成支援を目的に実習生を積極的に受け入れています。受入れにあたっての基本姿勢は文書にし明文化されています。受入れ担当者は事前に保育実習生受入れに関する研修を受けています。実習生受入れマニュアルにはオリエンテーションの在り方、実習生への法令遵守や実習における基本姿勢が明記されています。保育現場と養成校のギャップを埋めるために養成校の大学教授を招聘し、昨今の学生の傾向について年数回研修を行って、学生の気持ちを汲み取るよう配慮しています。今年度は5名の実習生受入れを予定しています。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>保育所の理念や方針は大和市のホームページに公開されています。理念や基本方針、地域育児センター事業の内容が明記された「福田保育園のご案内」「保育園のしおり」は新入園児説明会、園見学者に配布し、「福田保育園のご案内」は市ほいく課の窓口付近に配架されています。</p> <p>保護者には第三者評価受審結果を周知し、また保護者アンケートで集計内容を公開し、苦情に繋がっている内容は速やかに処理し、また掲示板やPSメール等で保護者に協力を呼びかけ情報共有を図っています。</p>		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>園長を含む全職員の職務分掌、市ほいく課との事務分担は明記されており職員に周知されています。職員の服務規律、保育目標に対しての保育士の配慮、保育へ向かう心得は「福田保育園マニュアル」に明記されています。2、3年に一度県監査を受審しています。歳入として扱っている延長保育料、一時預かり事業の保育料に関しては庁内の内部監査があり2年おきに受審し確認されています。県監査では、これまで指摘事項は一度もありませんでした。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「大和市立福田保育園のご案内」および「保育園のしおり」に地域育児センター事業が明記され、ホームページでも子育て支援事業として記載されています。「福田北・桜丘地区子育て支援マップ」や園だよりを自治会等に配布し地域の繋がりを大切にしています。</p> <p>園外では自治会の清掃、福田北地区社協主催の地域交流演芸会や隣接する高齢者施設での高齢者との交流があり、園内では近隣中学校吹奏楽部の演奏会や民生委員を通して七夕やひな祭りに独居老人を招待するなど多様な世代間の交流が定期的に行われています。</p>		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p>		

<p>ボランティア受入れに関する文書は「福田保育園マニュアル」に明文化され、近隣4中学校生徒の職業体験や家庭科の保育実習、小中学校教諭による社会体験研修などの受入れ協力を行っています。</p> <p>ボランティアで来園した際にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方や視点、参加時の注意事項などを伝えています。また、反省会などで参加者の思いを受け、必要な支援を行っています。職業体験などで他者が来園することは事前に園児に伝え、保護者には書面で知らせています。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>近隣の関係機関が記されている「福田北・桜丘地区子育て支援マップ」は、市ほいく課窓口や子育て支援センターにも設置しています。保護者には、「大和市子育て支援サービス情報一覧表（年齢別）」など、子どもや保護者の状況に合わせた情報を配布し、周知しています。</p> <p>市すすく子育て課発達支援係、家庭こども相談係、中央児童相談所に関わっている子どもの保護者等とは常に情報を共有して連携を図り、自主サークル代表などとの地域子育て連絡会を園主催で年2回開催しています。また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議に参画しています。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>育児相談事業を始めとする当園の地域育児センター事業は毎年多数の実績件数があり、相談記録などを通して地域の子育てにおける離乳食ニーズの大切さを把握しています。また、育児講座や乳幼児を対象にした栄養士に相談できる「たべよう会」では必ず参加者にアンケートをとってニーズの把握に努めています。</p> <p>福田北地区社会福祉協議会の参加や、民間園の渋谷保育園との地域子育て連絡会を福田保育園が主導となって開催し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。</p>		
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>主催している市民向け育児講座、大和市ほいく課主催のほめる子育て講座の開催や民間園の0歳児クラス睡眠時における安全チェックの体動センサ確認訪問や民間園の個別支援児を対象とする補助金事業に関する支援児童確認訪問調査など、行政機関の一員として地域支援の取り組みを計画・実施しています。公立園主導で民間園と共に開催する年長児の作品展を大和市文化創造拠点シリウスのギャラリーで開催しています。近年の台風等の災害に備えて民間園が休園になった際に、公立園が子どもの受入れの最後の砦となれるような体制作りを市ほいく課と共に検討しています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p>		

<p>全国保育士会倫理綱領を読み合わせてクラス内に掲示し、また、子どもの人権にかかわるチェックシートを保育の振り返りに活用しています。呼び捨てにしないなどはクラス会議等を通して担任間で確認し、幼児クラスでは子どもが主体となったミーティングを行い、互いに尊重し合える場を作っています。</p> <p>個別支援児には集団保育の中でのインクルーシブ保育が出来るよう衝立を使用した環境の配慮、支援などに取り組んでいます。また、外国籍の子どもと互いに関心が持てるように母国の数字を子どもから教えてもらったり、給食の献立で世界の料理を紹介しています。保護者には、懇談会で人権や文化の違いを理解、関心が持てるよう、外国籍の保護者から自国の話をしてもらうこともあります。</p>		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>大和市の個人情報取扱保護条例があり、職員は庁内での倫理研修を受講しています。入園時に保護者に求めた同意書による確認のうえで、写真撮影、名前の貼り出し、小学校入学の際に必要な保育要録の提出などが実施されています。複雑な背景の家庭の情報はクラス担任間と園長、副園長間でやり取りに留めています。</p> <p>幼児クラスでは、排泄の失敗による着替え等は困いの中で行き、周りから見られないよう配慮し、プール時の着替えは室内で男女別に行っています。また、男性保育士による女児の着脱、排泄の関わりも配慮しながら実施しておりマニュアルを作成しています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>「大和市立福田保育園のご案内」が市ほいく課窓口で配架され、詳しくはホームページに掲載しています。現在は園庭であそぼう会に参加している地域の子育て世代の方に情報提供を行っています。電話での見学依頼には日程調整して受け入れ、案内しおりを渡しながらい丁寧説明して各クラスを案内しています。現在はコロナ禍で、外部の方の入室を制限しているため、園庭から中を見てもらい、2階のフロアは園内の写真を見せて説明しています。</p> <p>案内しおりは毎年見直し、ホームページなどの情報は時期に合わせて都度更新しています。</p>		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>2月の入園前面接を経て内定から決定に変わる手続きを市ほいく課を通して行き、3月に入園説明会を実施して園での持ち物や約束事、慣れ保育期間等を説明して重要事項説明書で確認をしています。</p> <p>無償化など重要事項説明書の内容を変更した時は、おたよりや掲示等で周知しています。保育内容、行事の変更等は早い段階から懇談会で周知し理解を求めています。配慮が必要な保護者に対しては、予め伝達系統を担任間で決め、誤解などのトラブルが生じないよう理解を深めてもらう手立てを丁寧に行い、必要に応じて視覚支援の工夫も行っています。</p>		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>大和市内の公立園への転園の場合は園児の様子などを転園先に口頭で伝えるほか、要保護児童の場合は児童票など園で記載されていたものを提出し情報の共有を図っています。</p> <p>市外への転園の場合は、保護者同意のもと園児の状況を記したものを送っています。担当は副園長ですが、児童票を保管しているため異動があっても説明をすることは可能で、希望があれば内容を記載した文書を渡すことが出来ます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		

【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育士主導ではなく、子どもの主体性に寄り添い保育を進めています。子どもが興味関心を深めていくことで、園に来ることが楽しいと思えるように、愛着関係を深めながら一人ひとりに思いをよせ丁寧に保育を実施しています。</p> <p>保護者参加の懇談会、運動会、保育参加、お楽しみ会等は行事ごと、年度末には1年間の保育を振り返るアンケートを実施しています。クラスで取ったアンケートはクラス単位で検討し、職員会議で分析、検討を行っています。各年齢のクラス保護者懇談会は年2回行っています。個別面談は全員、アレルギー除去食の児童は年2回など定期的実施しています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情受付担当は副園長で、園内で解決出来ない内容については第三者委員にあたる一般財団法人神奈川県保育会利用者相談室を設置しています。苦情処理の流れをわかりやすくフローにしたポスターを掲示し、新入園児説明会で資料を配布しています。</p> <p>苦情受付箱(ご意見箱)を設置し、住民からの電話を含め全ての苦情と解決の記録があり保管しています。連絡帳に書かれた苦情はすぐに返信して対応策を伝え、児童票にも記述して次年度の担任に引き継げるようにしています。苦情内容を会議内で検討し、分析結果を保育内容に落とし込み、保育の質の向上に努めています。</p>		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>重要事項説明書には「ご意見、苦情の申しで」の欄があり、第三者委員に直接相談できる仕組みがある旨が記述されており、新入園児説明会では説明と共に保護者に配布しています。園内に苦情受付のお知らせや重要事項説明書を保護者が目を通しやすい場所に掲示しています。内容によっては匿名の苦情として保護者に知らせ、個人的な内容については公表を控えています。保護者からの相談時には、職員休憩室が相談室として利用でき、また、事務所について立てを使用するなどの配慮を行っています。</p>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>送迎時には他クラスの担任でも気軽に会話できる雰囲気を作り、相談がある時は立ち話ではなく了解を得ながら別室に通して傾聴しています。保護者参加の行事後と年度末にアンケートを実施しているほか、個人面談でも事前に聞きたい事や相談事を書類に記入してもらい、意見を積極的に把握する取り組みを行っています。</p> <p>意見・相談は速やかにクラス担当、副園長、園長に報告し、内容を検討して解決策を保護者に提示する迅速な対応を心掛けています。前日の苦情、意見は朝のミーティングで公表し、連絡ノートで職員に周知しています。「苦情は宝」と捉え、なぜ苦情に繋がったのかを振り返り考察して保育の質の向上に繋げるようにしています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p>		

<p>「福田保育園マニュアル」には「大和市保育園リスクマネジメント」をもとにしてケガ、急病時の対応や食物アレルギーの誤飲に関するマニュアル等、安全、災害、健康、衛生等の対応手順が直ぐに対応できるように記述されています。</p> <p>ヒヤリハット、事故報告書はクラスごとに記載し、ミーティングや会議で全職員に周知しています。また、誤飲や窒息に繋がった報道事例については、市ほいく課管理栄養士から防止の通達があります。年に2回、会議にて事故やヒヤリハット事例を分析し、再発防止に向けた振り返りを行っています。AEDの取り扱い研修、救急救命研修、アレルギー研修や危機管理研修等に参加し、研修報告で職員に周知しています。</p>		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>インフルエンザで10名以上感染者が出た場合は、速やかに神奈川県厚木保健福祉事務所大和センターに報告を義務付けられ、集団保育観点から学校保健安全法施行規則に則した感染症対策の管理体制が整っています。保育所における感染症ガイドラインに準じて、感染症マニュアルがあり、読み合わせをクラスごとに実施するなど感染予防対策や疾病について職員に周知されています。</p> <p>園内での水疱瘡、インフルエンザ等従来の感染症に罹患時は、速やかに病名を保護者に周知し、注意喚起をしています。子どものインフルエンザ発症の連絡を受けた際は、発症日と登園可能な日を保護者と確認し、登園禁止期間を守ってもらうよう促した上で記録もしています。</p>		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>非常時の対応は園内で各自の役割が決められていて緊急時に直ぐ行動できるようにし、大規模災害時の職員体制も決められています。耐震工事等も行い、避難訓練は色々な想定のもと、毎月実施しています。緊急受け渡し表を全家庭から保管しており、引き渡しの保護者が明確になっています。また、やまとPSメール(メール配信サービス)を緊急時以外にも配信して多様な伝達手段として活用しています。</p> <p>備蓄品リストを定期的に確認し、消費期限が近い食品を使って炊き出し訓練を行うなど、ローリングストックを心がけています。福田保育園防災計画があり、消防署から水消火器を借りての消火訓練や、防災に関する啓蒙活動として震災や水害の被災地パネルの展示なども行っています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>「福田保育園マニュアル」は児童憲章や全国保育士倫理要綱をはじめ、保育に関すること・保育内容・保育業務・健康・安全・虐待・個人情報等に関する細部にわたる記載があり、各クラスに保管されいつでも確認出来るように整備されています。</p> <p>新採用職員は3か月間記録を記載し、リーダー、サブリーダー保育士が関わりながら半年を目安に指導を行って保育業務の基本が円滑に図られるようにしています。発達特性を捉えての保育実践を基盤に保育指針が示している「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を念頭に、子どもの主体性を引き出していく保育を行っています。</p>		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p>		

標準的な実施方法の見直しは、年齢別・クラス別に日誌、計画等で時期を決めており、会議等や文書の中で示しています。乳児会議、幼児会議、クラス会議、保育内容チーム会議などを定期的に行い、保育状況を確認、振り返りながら進めています。

園内研修担当が定期的に保育内容の園内研修を行っています。今年度は主体性のある保育を目指して、保育士がどう取り組むと子どもに寄り添った主体性のある保育が出来るのかを色々な角度から「見る、探る、考察する」為の研修を行い実践に繋げています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
------	--------------------------------------	---

<コメント>

指導計画はクラス担任が作成しており、クラスリーダーが確認してから提出され、責任者は副園長、最後は園長が確認しています。一人ひとりの子どもの成育歴や保護者の状況、健康状態等が記述されている児童票によって個人の発達経過記録が確認できます。クラス単位のクラス会議や個別支援児はケース検討、アレルギー除去食児の個人面談など関係職員による検討協議が開かれている他、児童相談所、家庭こども相談係案件の子ども、障害等の個別支援児と療育機関など、他機関の職員と連携を図りながら協議を実施し、保護者確認のもと個別支援を行っています。

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
------	----------------------------------	---

<コメント>

年間指導計画はクラス単位で4期ごとに見直しを行っています。年度末の確認では、0歳児から5歳児までのつながりの確認も行い、職員会議で周知しています。個別支援計画には保護者の意向を記入する欄があり、関係職員に周知しています。また、指導計画の内容に変更があった場合は周知しやすいように赤字で記入し、職員間で共有するとともに乳児には連絡帳で保護者の同意を得るようにしています。保護者のニーズは日々のコミュニケーションを通して思いや意向を汲み取り、クラス会議の中で出された反省や評価等は翌月の指導計画に反映されています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
------	--	---

<コメント>

発達状況や生活状況を記録する市の公立園共通の書式と文書の記入例があり、年度当初に保護者が記入した書類は児童票にファイルされています。子どもの状況は朝のミーティングで伝えられ、連絡ノートに記入して職員に周知されますが、全職員に徹底するためにチェック欄を設けています。内容によっては、直ぐに報告する体制が整えられ、乳児会議、幼児会議を必要に応じて開催し、職員会議等で報告、周知しています。緊急性や重要度が高い内容のものは、臨時職員会議を開催し、職員に周知する仕組みができています。

【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
------	----------------------------------	---

<コメント>

大和市個人情報条例や個人情報公開制度に基づき、文書保存、廃棄の期間が決まっています。「福田保育園マニュアル」に守秘義務に関する項目があり、細部に渡って注意すべき内容が記載され、パソコンのメモリ等の保存は出来ず持ち運びもできません。個々の児童票や緊急連絡簿、園児名簿、職員名簿等、個人が特定される文書は鍵のかかるキャビネットに保管し、名前、写真が添付されている書き損じの文書はシュレッダー出にかけ粉砕しています。園長が管理者となり、カメラやパソコンの園外持ち出しは「クライアント機器等外部持ち出し簿」に市の管理職の押印が必要となっています。

入園説明会で、保護者に子どもの写真、ビデオ等や保育要録の小学校提供に関する説明をして同意書の提出を求めています。